

建設工事における入札保証金の取扱いについて

1 設計金額の区分による入札保証金の取扱いについて

(1) 設計金額が 4 億円以上

入札ボンド対象工事となり、全ての入札参加者は入札保証金等の納付が必要です。

(2) 設計金額が 4 億円未満

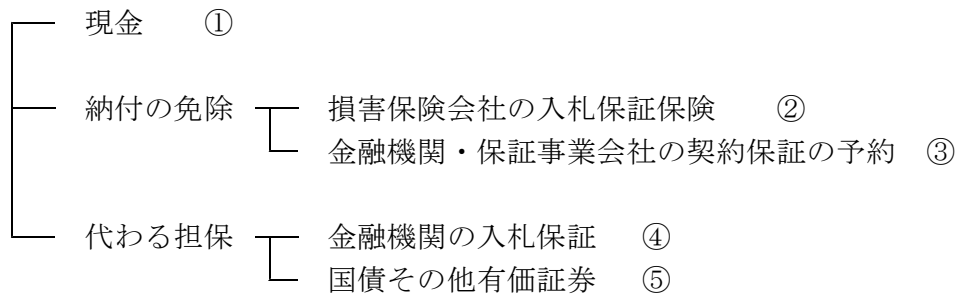
契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除となります。

設計金額	改正前	改正後 (h24,4,1 から)
4 億円以上	一律納付	一律納付
4 億円未満 1,5 億円以上	過去 2 カ年間に 2 回以上の実績があれば免除、なければ納付	免除 ※
1,5 億円未満	免除	

※ 沖縄県財務規則の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日以降に競争入札に付する設計金額 4 億円未満の建設工事において、入札参加者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

2 設計金額 4 億円以上の入札に係る入札保証金について

入札保証金等が一律納付となり、下記図の①～⑤のいずれかを納付又は提供する必要があります。



3 入札保証金等の納付額について

入札保証金等の納付額は、入札金額に消費税込みの 5%以上となっています。

また、金融機関・保証事業会社の契約保証の予約については、契約希望金額が入札金額(税込み)以上又は保証金額が入札金額(税込み)の 100 分の 10 以上の予約証書となります。

4 提出日時・提出方法について

提出日時や提出方法については、入札公告及び入札説明書に記載します。